

- 【亀岡商工会議所】
- 【亀岡市商店街連盟】
- 【亀岡商業協同組合】
- 【亀岡市議会環境厚生常任委員会】

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例案に係る意見交換会

令和2年2月28日（金）

13:30～

於：亀岡市役所8階 全員協議会室

1 開会

亀岡市議会環境厚生常任委員会委員長あいさつ

2 出席者自己紹介

3 意見交換

テーマ「プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例案について」

4 閉会

亀岡市議会環境厚生常任委員会副委員長あいさつ

- 【亀岡商工会議所】
- 【亀岡市商店街連盟】
- 【亀岡商業協同組合】
- 【亀岡市議会環境厚生常任委員会】

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例案に係る意見交換会

令和2年2月28日（金）

13:30～

於：亀岡市役所8階 全員協議会室

1 開会

亀岡市議会環境厚生常任委員会委員長あいさつ

2 出席者自己紹介

3 意見交換

テーマ「プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例案について」

4 閉会

亀岡市議会環境厚生常任委員会副委員長あいさつ

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止条例（仮称）に関する
アンケート調査結果について（報告）

商工会議所では、11月に実施した「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止条例（仮称）」に関するアンケート調査の結果をまとめましたので、以下のとおり報告します。

1 調査をお願いした事業所

亀岡商工会議所商業3部会（食品・小売商業・一般商業）及び観光サービス部会の会員
（計46.5会員）

2 回収データ、118会員（うち記名回答 67会員）

3 回収率（25.4%）

4 調査結果

質問1 亀岡市が来年3月の制定を目指す標記の条例について、知っておられますか？

該当する項目に○をお付けください。

ア	よく知っている	41	34.4%
イ	条例制定を進めていることは知っているが、詳しくは知らない	69	58.0%
ウ	知らない または 関心がない	4	3.4%
エ	その他（ご意見があれば、自由にお書きください）		
	無 回 答	5	4.2%

（回答数については、複数回答があるため総数とは合致しない。以下同じ。）

質問2 この条例制定の考え方や方向性等についてどう思われますか？該当する項目に○をお付けください。（条例制定の考え方や方向性は、別紙の条例素案の全文等を参照してください。）

ア	おおいに賛成だ	14	11.7%
イ	基本的には賛成だが、進め方等制定のプロセスは慎重に進めるべきだ	85	70.8%
ウ	条例制定には反対だ（理由）	10	8.3%
エ	その他（ご意見があれば、自由にお書きください）		
	無 回 答	11	9.2%

質問3 亀岡市がレジ袋の提供禁止に向け、その段階でまず有料化をすることについて、次の中からあなたの考え方に近いものに○をつけてください。

ア	地球規模の環境汚染を防ぐ意味からも、有料化は時代の流れであり賛成だ	53	33.5%
イ	レジ袋に代わる容器（紙袋等）を決めることが先決だ	55	34.8%
ウ	有料化には反対だ（理由）	5	3.2%
エ	その他（ご意見があれば、自由にお書きください）		
	無 回 答	45	28.5%

質問4 今後、レジ袋の提供が禁止された場合、事業者（商業者）またはお客さんが困ると思われる商品はどんなものがありますか？（生物・水分の多い物など）
（商品名を具体的にお書きください）

【意見】…生物・生鮮食品・水分の多い物・大量に購入した場合の持帰り等々

その他 この条例（案）について、また環境施策全般についてなんでも結構ですので自由にお書きください。亀岡市に意見提案していきたいと考えます。

【意見】…基本的には賛成、早く進めてもらいたい。レジ袋禁止は時代の流れでやむを得ないが、性急すぎないか。自店の名前入りレジ袋の在庫が多数あり、来年の禁止スタートは早すぎて困る。市民は条例で理解するとしても、観光客への周知・理解は得られにくいのでは…。など、賛否多様な意見が多数寄せられました。

まとめ **質問1**の条例に対する認知については、「知っている」（詳しくは知らないがを含め）90%以上であり、「知らないまたは関心がない」は3%余りと少数でした。

質問2の条例制定の方向性については、「賛成だ」（制定のプロセスは慎重にを含め）80%を超えており、「反対」は8%、また「無回答」は10%近くありました。

質問3のレジ袋提供禁止に向けてその段階での有料化についての質問は、「時代の流れで賛成だ」が33%、「レジ袋に代わる容器（紙袋等）の決定が先決」が34%とほぼ同数、「有料化には反対」が3%、「無回答」が30%程度ありました。

質問4については上記のとおり。

その他 自由意見については、条例制定は施行を先に延期してはとする意見などもありましたが、概して基本的には賛成とするものが多くありました。また、少数ではありますが、条例制定には反対や関心がないとする意見もありました。

意見提言書

亀岡市が本年3月定例市議会に提案を予定されている「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（仮称）」について、亀岡商工会議所におきまして昨年11月、対象の会員事業所に対してアンケート調査を実施したところであります。

アンケートの結果は別添報告書のとおり「条例」の認知度は高く、「条例」の制定や考え方についても「おおいに賛成だ」11.7%、「(慎重に進めることを含め)賛成だ」70.8%と合わせて8割を超える賛意を示す意見がありました。また、レジ袋の提供禁止に関しては「レジ袋に代わる容器（生分解性の袋等）の決定が先決」と代替え容器の早期決定を求める意見が3割以上示されたところであり、その他自由記述の意見には、賛否多様な意見が出されたところでもあります。

亀岡市におかれては、昨年末からパブリックコメントを実施されたところであり、これによりレジ袋を使用する消費者側（お客様）からの意見は集約されますが、一方のレジ袋を提供する立場の事業所（商業者）側の意見もぜひ条例上程前に参考に聞いていただきたいと考えます。

つきましては、本件条例の制定に当たり、当会議所が実施したアンケート結果をもとに下記のとおり意見を提言いたします。

- 1 代替え容器・紙袋等の決定を急がりたい。
- 2 紙袋等を決定する場合、共同購入等の調達により安価で購入できる対策を検討されたい。また、これに対する公的補助を検討されたい。
- 3 現在、個店において使用中のレジ袋の在庫の扱いについて検討されたい。
- 4 お客様へのPRを強化されたい。
- 5 観光客等市民以外への対応（周知）を図られたい。
- 6 お客様からの問い合わせ等に対応する専用フリーダイヤルの設置をされたい。

なお、上記の意見（要望）に沿い難い場合は、周知期間を拡大するなど条例施行期日の延期も含め、熟慮検討のうえ適切な対応をお願いします。

レジ袋禁止条例案に伴う意見書

1. 意見

現在、当組合では「レジ袋等の大幅削減の取組みに関する協定」を
亀岡市と締結しているが、当初よりプラスチック製ゴミの削減については
環境問題に同調すると同時に市のレジ袋有料化については大いに賛成を
示してきた。

しかしながら、レジ袋禁止条例化については、これまで一貫して時期尚早
により反対を示してきており、全店舗での有料化（7月より国レベルでの
有料化が開始することになる）によりマイバッグの持参率を見た上で将来
的に禁止条例化も視野に入れていくべきであると市に伝え意思を示してい
る。また、マイバッグ持参率が100%に近い数字になれば条例化の必要
はないと考える。

『全国初の条例化』という亡霊に惑わされず一度立ち止まって、まずレジ
袋の有料化を見て世の中、市民、事業者の意識の変化に合わせた上での
条例化の是非の議論を再度行うべきであり、決して期日ありきの早急な
条例化を行ってはならない。

また、世界の大きな流れとして環境問題を2030年を目標に各国解決
していこうという中で環境に対する物資も変化することは間違いない。
このことも併せて考えていかなければいけない。

2. 理 由

①レジ袋有料化の時もそうであるが、周知期間が短く各事業者が付いてこれない。

②レジ袋に代わる袋が現状紙袋しかない状態ですべての業種での運用に無理があり適さない。

また、バイオマス由来のレジ袋については品質、価格とも未だ未知数の段階であり代換え品には現状なりにくい。

代換え品がはっきりとして環境が整ってから条例化を進めるべきである。

③同じプラスチック製袋であるタイミー（水物を入れる袋）が規制対象外であることに市の言うプラスチック製袋禁止の趣旨とは違和感を感じる。

また、禁止条例化により、この無料のタイミーが少量品においてスーパーマーケット等では大量に消費されることが予想され、プラスチック製ゴミとして今後も無くならないことは矛盾する。

しかしながら、現実このタイミーをなくすことはできない。

④保津川的环境汚染問題を大きくクローズアップしているが、大義名分に過ぎず、川上から川下までの該当市町村と一緒にこの問題を解決しなければいけないはずであるが、一向に具体的な進捗が認められない。

他市町村からの流入も抑制しなければこの問題は解決できないばかりでなく、亀岡市単独で解決できるものでは決してない。

また、レジ袋よりも特にペットボトルのポイ捨て等による環境被害にもっと目を向け、これこそが解決しなければならない喫緊の課題であ

る。

環境問題を主題に出せば誰も反対するものはいないのは当たり前であるが、この環境問題を解決するにあたり全世界でも一足飛びでは実現不可能な問題を入口にしる1年足らずの期間で進めるには早急過ぎる。

⑤過去協議会に於いて参加メンバーに偏りがあり、協定を締結している肝心のスーパーマーケットが主に当店とマツモトだけであり、協定書締結メンバーだけの会議も市に提案したが実現には至らず、各社の意向もわからない状態のまま、本当に条例化が必要かどうかの議論、判断が行われていない。

また、残念なことに条例化ありきの協議会であり、本来の協議会としては必要・不必要の議論も行った上での議案提出とするべきである。

⑥市は消費者がレジ袋禁止を理解すれば事業者は問題なく商売できると考えているが、それはレジ袋の代換品などの基盤があってこそそのことであり、市の単純な発想が通用するものではない。

⑦スーパーマーケット等量販店の場合、紙袋不要で且つマイバッグも不持参の場合、お客様は商品を裸で持ち歩くことになるが、防犯的に問題がある。

⑧条例施行後、店として残ったレジ袋をどう処理するのが明確でない。

⑨亀岡市以外から持ち込まれるプラスチック製ゴミ袋の抑制については何ら議論されていない。

以上

条例案には反対である。

消費者主権（消費者が個店を選ぶ）時代に、レジ袋使用は消費者の選択として定着したものである。消費者がレジ袋を要求しない限りはレジ袋の提供というサービスは成り立たない。レジ袋使用禁止を小売業者に求め、罰則を小売業者に課すというのは、ナンセンスである。

むしろレジ袋使用禁止については、消費者の理解を求めてゆくのが本来のあり方である。レジ袋を道端に捨てる市民はそれほど多いのでしょうか。多いというのであれば亀岡の恥であり、何の為の生涯学習なのでしょう。お答えいただきたい。レジ袋使用禁止を推進しているある方（市職員ではない）は、そういう心ない人間がいるからレジ袋を使用禁止するといわれた。そうであるならば、罰する人間を間違えている。本末転倒である。

一つの政策を実行するならば、どのような影響が出てくるのか、きちっと精査すべきである。それに対する緩和策も提示すべきであろう。一年以上経過しているが、そのような話は行政側からは何も聞こえてこない。影響を受けるであろう小売業者は市民ではないということでしょうか。市の行政とはその目的のためには日本国の法律を順守している小売業者を悪者にしたいのでしょうか。

亀岡市だけがレジ袋使用禁止を実施した場合どのようなこと起こるのでしょうか。もとも亀岡市民は京都に買い物に行く人が多い。加えてレジ袋使用禁止となれば、市外に通学、出勤している人々は、面倒だ、マイバックを忘れたなどの理由で亀岡市外で買い物してくることが予想され、亀岡の商業は衰退しかねない。

また、亀岡市を通過する人もレジ袋使用禁止条例の対象者にするということですが、どのように告知するのでしょうか。小売業者と何も知らない通過者とがトラブルになった場合、市はどの様に対処されるのか。それも小売業者の責任とされるのか。

市は、レジ袋使用禁止条例がどのようなマイナスの影響をあたえるのか、ひとつひとつ挙げていきその緩和策を提示できなければ、小売業者のみを罰する、責任を押し付けるレジ袋使用禁止条例には、反対します。小売業者は直感的に売り上げの減少・トラブルを懸念しています。繰り返しになりますが、行政はどのように対処するのでしょうか。その点を明解に説明して頂きたい。

国のレジ袋有料化が間もなく始まります。全国一律の規制には反対しません。亀岡市のみ厳しい規制は、その問題点の解決策が提示されない限り反対します。

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例案について

1. 現状の共通認識

現状がどの段階・状態にあるのかを統一してから話をしないとレベルがバラバラの質問が出て話が進まない

亀岡市の動き 京都府の動き 国の動きの現状を共通の認識にする
決定事項と検討事項をごちゃ混ぜにしない

2. プラスチック製レジ袋がないと対応できない場合の検討

プラスチック製レジ袋がないと対応できない場合があるがどこまで許可するのか
もし許可した場合どのように周知するか 許可証の配布など
もしくは例外を認めず許可しないのか

3. 代替品の検討

代替品を考えるのか

もしくは何を使っても環境には何らかの悪影響を及ぼすので全面的にレジ袋は禁止するのか

a. エコバッグについて

成分・耐久性によってはプラスチック製レジ袋と何ら変わりのないものになる
具体的に許可できる成分・耐久性などの提示が必要

b. 生分解性の袋について

一言で「生分解性」と言っても千差万別
具体的に許可できる成分などの提示が必要
何処で誰が用意するのか提示が必要

c. 紙袋について

プラスチック製に比べて高価になりがち
何処で誰が用意するのか提示が必要

d. 代替品の環境への影響について

生分解性であろうが紙であろうがその生成過程や結局ゴミになった時に環境に与える影響はプラスチック製と比べてどうなのか検証が必要
せっかく金・時間・手間を使ったのに改悪になったら元も子もない

4. 施行日について

条例施行日は2020年8月1日に決定なのか検討なのか

事業者・事業所等・市民等へは第4条第5条を含めてどのように周知するのか

5. 第3条市の責務について

2項の「市民及び事業者の意識の啓発に努める」とは具体的に何時に何をするのか
施行日前か施行日以降か

6. その他

「ポイ捨て条例」は可決されるのか